

菊水区役員選考委員会

令和元年 10月4日

1 規約、施行 説明 、別紙参照 (説明: 区長)

総会にて選出する役員

区 長 (1)		
副区長 (2)		
会 計 (1)		
幹 事 (2)	専任	兼任
顧 問 (1)		

2 選考委員、委員長、副委員長 選出

1町内会長	村上 恵美子	
2町内会長	天野 正純	
3町内会長	石橋 達也	
4町内会長	佐藤 留次郎	
5町内会長	福田 精吉	
6町内会長	高橋 伸行	
7町内会長	久保田 勝仁	
8町内会長	久米 正治	
9町内会長	井上 昌博	
10町内会長	高橋 宏之	
11町内会長	金子 真士	

3 選考手順、日程 (進行: 委員長)

- ・ 現役員の意向確認 ~10月11日
- ・ 候補者選定
- ・ 候補者決定 ~12月 6日 (定例役員会)
- ・ 総会にて報告・承認 12月15日 18:00 (総会)

4 その他

菊水区規約

〈目的〉

第1条 この区は、町行政並びに各区との連絡提携により互いに協カし、安定した生活環境づくりと親睦維持に努め、菊水区住民の福祉向上に努める事を目的とする。

〈名称〉

第2条 この区は、菊水区と称し事務所を区長宅に置く。

〈構成〉

第3条 この区は、菊水区に居住する者をもって構成する。

〈業務及び組織〉

第4条 この区は、第1条の目的を達成する為、次の業務を行う。

- (1) 区の運営
- (2) 予算、決算及び行事の計画立案
- (3) 渉外関係
- (4) 区・会費の徴収
- (5) 募金活動への協カ
- (6) 保健衛生
- (7) 地域福祉の向上
- (8) 防火及び防犯
- (9) 道路の整備、除雪
- (10) 祭典行事への協カ
- (11) その他必要な事項

〈役員〉

第5条 この区に、次の役員を置く。

- (1) 区長 [1名]
- (2) 副区長 [2名]
- (3) 会計 [1名]
- (4) 監事 [2名]
- (5) 顧問
- (6) 町内会代表

※ 他に必要と認めた時は、専門部を設け部長を置く事ができる。

〈役員を選任〉

第6条 役員を選任は次による。

- (1) 区長・副区長・会計・監事・顧問は、総会で選出する
- (2) 町内会代表は、各町内会において選出する
- (3) 専門部長は、専門部員の互選により選出する

〈役員の仕事〉

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 区長は、区を代表し、区の業務を統轄する

- (2) 副区長は、区長を補佐し、区長の事故ある時は代理する
- (3) 会計は、区の諸会計の管理にあたる
- (4) 監事は、会計及び業務の監査を行い、その状況を総会に報告する
- (5) 顧問は、区の相談にあずかる
- (6) 町内会代表は、町内会及び区の業務推進にあたる
- (7) 専門部長は、担当部の計画・運営にあたる

〈任 期〉

第8条 総会において選出される役員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、欠員による補充役員は、前任者の残任期間とする。

〈会 議〉

第9条 この区の会議は、総会・拡大役員会及び役員会とする。

- ① 総会の議長は総会で選出し、拡大役員会・役員会の議長は、区長があたる。

〈総 会〉

第10条 総会は区の最高決議機関であり、区民の「2分の1」以上の出席(委任状を含む)を以って成立し、議決は出席者の過半数の賛成を要する。

- ① 定期総会は、毎年12月に開催し、区長・副区長・会計・監事・顧問の選出、業務計画、予算審議決算及び行事報告の承認、その他重要事項について審議する。
- ② 臨時総会は、区民の「3分の1」以上の請求、又は役員会が必要と認めた時に区長が召集する
- ③ この区の規約の改廃は、総会の議決によらなければならない。

〈拡大役員会〉

第11条 拡大役員会は、区役員(5名)・町内会代表・専門部長・寿会代表・婦人会代表・子供会育成会代表 各1名、民生委員(2名)で構成し区の運営を審議する。

〈役員会〉

第12条 役員会は、区役員と町内会代表1名を以って構成し、予算及び決算の作成、その他会の業務遂行上必要な事項について審議する。

〈経 費〉

第13条 この区の経費は、区費・その他の補助金・交付金・助成金・奨励金・寄付金等をもってあてる。

〈簿 冊〉

第14条 この区に次の簿冊を備え、執行状況を明確に記録しておかなければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 会議録
- (3) 現金出納簿
- (4) 会計証票綴り

〈会計年度〉

第15条 この区の会計年度は、歴年度とする。

※ 附則

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

菊水区規約等の施行について

1. 菊水区規約について

行政区再編に伴う新しい行政組織にするため、平成17年10月7日に臨時総会を開催。別紙の通り規約を平成18年1月1日より施行

2. 菊水区規約以外「規定」「申し合わせ」の取り扱いについて

(1) 「申し合わせ」は、現存のものを生かし、事業を進める。(資料略)

- ① 菊水区役員業務分担表 ② 菊水区各専門部会等業務分担表
- ③ 菊水区自治会館の管理について ④ 菊水区区費納入要領

(2) 「申し合わせ」

① 弔意の表し方について

菊水区民死去の場合の表意について、次のように申し合わせる。

- イ. 予算の取り決めに従い、香典を贈る。
- ロ. 特別な事情がある場合は、役員協議の上対応する。

② 役員選考について

菊水区役員の選考について、次のように申し合わせる。

- イ. 各町内より、1名の選考委員を出す。
- ロ. 委員長を互選し、役員選考を進める。
- ハ. 選考結果を総会に報告する。
- ニ. 総会の議決により、役員を選任する。

③ 新十津川町安全安心推進協会「菊水分会申し合わせ」

1) 「新十津川町安全で安心なまちづくり条例」「新十津川町安全安心推進協会規約」の施行により、「同上. 菊水分会」を設立する。

- イ. 設立にあたり、区規約・現行組織等基本事項の変更は行わず「規程・申し合わせ」の新設補充等に対応する。
- ロ. 諸業務の担当は、区の「安全安心部」とする。

2) 「部会は町内会各1名. 計11名で構成し、必要に応じて区役員の応援を受ける事が出来る。

- イ. 役員として、分会長・副分会長・会計を置く。監査役は区に委任する。
- ロ. 事業は町推進協会規約の趣旨に則り推進する。
- ハ. 会計は、区会計予算の事業費の配分を受け執行する。

3) この申し合わせは、平成21年6月5日より適用する。